令和6年5月22日	
資料提供	
担当課(室)	かつらぎ町 企画公室
担 当 者	名迫 祐美
電話(代表)	0736-22-0300(内線 2003)



町長の職務代理について

地方自治法第152条第1項の規定により、副町長 南 典昌が町長の職務の代理をしますのでお知らせします。

1.表示形式

かつらぎ町長職務代理者 かつらぎ町副町長 南 典昌

2.職務代理期間

令和6年5月26日(日)~6月8日(土)